新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

令 和 2 年 1 月 21 日 新型コロナウイルスに関連した 感染症対策に関する関係閣僚会議

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した 感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところである が、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、以下の事項について引き続 き適切に実施し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認する。

- 1 感染のリスクが高い地域からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。
- 2 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に国立感染症研究所での検査する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。
- 3 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 4 国民に対して、引き続き迅速かつ的確な情報提供を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。